

5



日韓会談 財産・請求権問題交渉の経緯

昭和二七、三、一九

財産請求権問題交渉の経緯

一 本会議において決定された五議題中の第二議題である財産及び請求権の処理に関する問題については、「請求権委員会」が設置され、既に六回の会議を重ねその間数回の非公式会談が行われた。

二 最初本件に関しては、信頼しうべき情報も少く、韓国側の出方が予想し難かつたため、問題点の理論的検討と参考資料の整備に努めると共に、大綱的な対処要領を準備した上で、その方針に従い、まず先方に提案を行わしめ、先方要求の全貌を提示せしめ、且つ、字句の解釈を中心とした形式的質問を行つて、先方提案の細目及び論拠を明かにせしめ、なお、その間、わが方の考え方ないし対策を先方に察知されないよう注意を払つた。

三 第一回国議において、韓国側が挨拶を行い且つ、「韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側提案」を提出した。この挨拶は、その後の韓国側の態度においても貫して現れた氣持を含んでいたもので大要次の通りである。

一、韓日間の財産及び請求権の問題は、一応、甚だ複雑なもののようにあるが、実は、極めて明確な問題である。何故

なれば、この問題を解決するための基本法則が対日平和条約第四条によつて、既に闡明されたからである。同條によれば、日本は、米軍政庁が韓國において日本及び日本人の財産に対して採つた措置即ち法令第三十三号を承認した。しかしして、この法令第三十三号は、平和条約第十四条の連合国にある日本又は日本人の財産の処理と酷似している。そうあるとすれば、韓國即ち日本から解放された国家と、連合国即ち日本との戦争において勝利をおさめた国家とは何故に同じように日本又は日本人の財産を取得するのであるか。この会議の成否は一にこの点に対する認識にかかる。ならば、この会議は今後難航を続けるであろう。韓國側は、過去の追憶から出る要求よりは、韓國が今後生きて行くために絶対に必要なことのみを、それも法的に韓国に帰属されなければならぬもののみを請求するのである。韓日間の財産及び請求権問題が合理的、理性的国交の開始を希望することができるのであろうか。

四

前記提案につづては、わが方の要求により韓国側は、各項の細目を提示し。わが方の質問に応じて或程度の内容を説明した。これによつて、先方要求の全貌が略々明かにされたのであるが、それは次の通りである。

「韓国より運び来りたる古書籍、美術品、骨董品、その他の國宝、地図原版及び地金と地銀を返還すること。」

右の文化財、地図原版、地金等の返還請求は、韓国側が権利として主張するものではなく、両国の親善に資する財物を日本側が自発的に返還することを希望するものであつて文化財的価値、軍事的意義等に重点を置いて（地金、地銀は、韓国幣制の基礎を築くため）、政治的に考慮してほしいのであります、「運び來りたる」時期や、財物取得の形態は問わないが占領地より持ち運びたる財物の連合国への返還に準じて、韓国にも返還してほしい、但し、正当の売買によつて取得された財物については代価を支払つてもよい、また、財物を、その現状で引渡せばよい、既に滅失したものはやむをえない、との趣旨である。

口 「一九四五年八月九日現在日本政府の対朝鮮総督府負債勘定を決済すること」

これは、韓国政府が旧朝鮮総督府の財産・権利を継承したのであつて、郵便貯金・年金等一九四五年八月九日現在未決済であつたものの返還を主張する趣旨である。

なお、一九四五年八月九日というのは、日本がボツダム宣言を受諾した時から朝鮮が解放され独立したという韓国側の考え方に基いた期日であり、韓国側は、請求権問題についてはこの期日を固執している。

曰 「一九四五年八月九日以後韓国より付替又は送金した金員を返還すること」

この趣旨は、一九四五年十二月六日の米軍政府の出した財産帰属命令第三十三号の効力によつて一切の日本財産が軍政府へ帰属し所有され、それが一九四八年九月十一日の米韓協定で韓国側へ引渡されたのであり、韓国は所有権を米国側から取得したのである、と称して、一九四五年八月九日以後一九四五年十二月六日までの間韓国から付替又は送金された

金員は不法に行われたことになるのでそれを還してくれとうのである。

先方の主張は帰属命令 *Vesting decree* 三十三号は平和条約十四条の在外資産の処理と酷似しているのであると称して、在外日本人の資産を全部剥奪するというのが、朝鮮におけるのみならず全世界においてとられたやり方であるから、日本人が朝鮮で裸かにされて帰つて来たからといつて、それは朝鮮当局が感情的にやつた事ではない。平和条約十四条よりも更に強い規定が第四条にあるから、それと相俟つて、一切の財産が日本の所有權から離れて韓国に帰したのだというのである。先方の言分は、日本側は私有財産權尊重の原則を固執するかも知れぬが、平和条約第十六条のように中立国や枢軸国所在の日本資産すら國際赤十字委員会へ出すように規定されているのに徴し、私有財産權尊重の原則は日本については認められていない。これが世界的に行われた所であるといふのである。

韓国としては一九一〇年以降の日本の朝鮮領有を適法と認

四

めないといふのではないが、さりとて積極的に有効ともいわ
ない、独立騒動の際に水原で虐殺のことなどに對し
ては損害の補償を求める地位にあるが、そんな不愉快な事を
此處に取立てていゝ氣はない。要するに賠償に近い請求をな
す権利が朝鮮には過去の經緯からいつて存在すると考える。
なお前述の一九四五年八月九日以後一九四五年十二月六日
までの間に船とともに韓国から日本に持ち帰えられた財産は
莫大なものがあるとのことで、その全部が挙証出来るもので
はないから、全部とはいわないが判然している金額だけは還
してもらいたいといふのである。

「一九四五年八月九日現在韓国に本店あるいは主たる事務所
のあつた法人の日本にある財産を返還すること。」

これも*Resting decree*の効力問題に關連するが、韓国に本店
のある会社の財産の返還を求める根拠は、*Decree*により、「韓
国郵船」を例にとれば、株主の七〇%は日本人であり三〇%
のが朝鮮人である場合に、七〇%が*Resting decree*で朝鮮側のも
になつた以上一〇〇%朝鮮のものである。従つてその会社

が日本において有する財産は朝鮮側のものとなる訳で、そのまま移つて来るのである。

これについては Sheets (Brig. Gen. Deputy Military Governor) の意見が法令一八五号として出されたとさう訳である。

(五)

「韓国國民（法人を含む）の日本國あるいは日本國民（法人を含む）に対する（國）公債、日本銀行券、被徵用韓人未收金及びその他の請求権を決済すること。」

(六)

「韓國國民（法人を含む）の有する日本法人の株式又はその他の証券を法的に認定すること。」

これら二項については、日本で株式の再発行をしているらしいが *Meeting Decree* 三十三号から見て不法である。平和条約第四条向違反であるという。又株式利益配当金未拂のものは当然拂つてもらいたく、会社が解散されていれば残余財産の返還を得たい。朝鮮に本店を有した会社として三百余りの会社を出して来ている。

なおその他の請求権の中には、
 一、日本國債、地方債、政府保証社債、政府機關社債
 二、日銀券、政府紙幣
 三、鮮銀の対日銀貸越金及び立替金
 四、戰爭中の韓人戰沒者弔慰金及び遺家族慰藉料
 五、戰爭中の韓人傷病者慰藉料、援護金

- (六) 戰爭中の韓人被徵用者未收金
 (七) 戰爭中の韓人被徵用者慰藉料
 (八) 公務員恩給
 (九) 引揚韓人の預託金
 (一) 生保契約者に対する責任準備金及び未経過保険料
 (二) 在韓金融機関の対日為替の未済分等
 (三) 朝鮮食糧當団の輸出米穀代金未收その他清算金があげられている。
- (七) 「前記諸財産又は請求権より生じたる又は生ずべき諸果実を返還すること。」
 これは、利子等の果実の返還を意味しているのである。
 (八) 「前記返還及び決済は、協定成立後即時開始され遅くとも六箇月以内に終了すること。」
- 以上要するに、先方の立場は、平和條約四条により日本は在韓米軍政府が日本及び日本人に対して財産上の措置をとつた三十三号帰属命令を承認したが、それは第十四条の連合国にある日本及び日本人の財産の処理と酷似している。果して然りとす

は、この間の日韓の立場の差異が、何處か見えてゐる。たゞ、その點で、日本側は、必ずしも、韓國の立場を理解してゐない。たゞ、その點で、日本側は、必ずしも、韓國の立場を理解してゐない。

れば、日本から解放された韓國は、日本と闘つて勝つた國家と同じような立場で、日本人の財産を取得し得るのであるといふにあるものの如くである。しかして、彼等が抱いてゐる考えは、請求権要綱及びその一応の細目まで、全部出し切つた形で、これで全部といふ訳である。彼等は過去の追憶から出る要求よりは、韓國が今後生きて行くため絶対に必要なことのみ、それも法的に韓国に帰属さるべきもののみを要求するのであるといふ立場であることが明かになつたのである。

日本側は、第五回会議において、対案として、左記の提案を行つた。

二
（一）日本國及び大韓民國は、それぞれの國民一法人を含む。以下同じ。一か相手國の領域において有する財產に關する權利利益及びその果実を含む。以下同じ。一並びに相手國及びその國民に対して止當に取得したその他の權利を、相互に確認し、前項の權利が國父はその國氏の責任において侵害されている場合を講ずるものとする。
（二）前項のときは、その國父は國民は、それぞれ、これか現状回復父は損害の補償の責を負うものとする。
（三）第（一）項の回復の措置及び第二項の原状回復父は損害の補償の方法等について、当該權利の種類に応じ、別途協議するものとする。
日本國及び大韓民國は、連合國最高司令官又は在韓米軍政府により、父はその指令に従つて行われた相手國及びその國民

- (四) (三) 第(一)項の公用又は公共の用に供していった国有の財産及び第(二)項の企業の用に供していった国有の財産の範囲並びに前二項の譲渡の方法等については、別途協議するものとする。
- (二) 日本国が大韓民国の領域において有する財産で第一項及び第二項に掲げるものを除く一切の財産並びに日本国の公共団体が大韓民国の領域において有する一切の財産については、前
- (二) の財産の処理の効力を承認する。
- (二) 前項において承認する効果の範囲については別途協議するものとする。
- 三、(一) 日本国は、日本国が大韓民国の領域において公用又は公共の用に供していった国有の財産を、大韓民国に別に定めるところに従い譲渡する。
- (二) 日本国は、日本国が大韓民国の領域において企業の用に供していた国有の財産を、朝鮮事業公債法に基き発行された公債等、当該領域の利益のために発行されたものの未償還残高等に相当する資金が日本国に引渡された場合に限り、大韓民国に譲渡する。

記一の日本国民の財産の取扱に準じて取扱われるものとする。
日本國及び大韓民國は、この協定の締結に當つては、前記一ないし三を一体として取扱うものとし、且つ、前記の別途協議に當つては、具体的実施が相互に均衡且つ実効的に行われるよう措置するものとする。

日本側は、ついで、右提案理由の説明を行つたが、その要旨は左の通りである。

今次請求権問題の最重要点は日本が平和条約において承認した在韓米軍政府による及びその指令に基いて行われた日本財産の処分の効力を認めるという意味如何にかかつていて。韓国側の請求権問題に関する主張の根拠は在韓米軍政府の出した所謂 *Westing Decree No. 33* の効果を没収と同様に解しようとするにある。即ち韓国側は一九四五年十二月六日の *Westing Decree No. 33* により米軍政府は日本財産に対する絶対的且つ最終的処分権を有し、これは事实上没収と同様であると主張する立場に立つてゐる。然し我方は日本は米軍政府の処分の効力は認めた（第四条(b)）のであるがこれは占領軍が國際法上適法に行つた財産の処分はこれを有効と認めそしてその効力について争うことはしないという意味のことであつて國際法上占領軍に認められていない処分まで合法であると認めたのではないといふ立場に立つてゐる。前記 *Westing Decree* 即ち米軍令第三十三号は日本財産が軍政府に treated in

and owned by (帰属され所有されている)と規定しているが、これはヘーグの陸戦法規第四六条が「私有財産はこれを没収することを得ず」と規定している私有財産没収の禁止の条項を超えて有効のものであるという意味ではない。米軍政府は敵国私有財産を直接且つ包括的に没収し得るものではない。米軍政府は占領軍として管理者の立場で敵国私有財産を処分し得るがその対価及び果実に對しては正当なる所有者である原権利者が請求権を有することは当然である。この権利は財産の移転と無関係に存続する。

の陸戦法規に明記してある私有財産権の尊重の原則に關しては第一次、第二次兩大戦を通じて占領国は必ずしも厳密にこれを遵守しなかつた觀もあり謂わば戦時占領に關して新しい慣例を生じたかの外觀を呈しているにも拘らず被占領国の私有財産を占領国又は占領軍が直接且つ包括的に没収した実例あるを聞かない。成る程対日平和条約においてはその第十四条、第十六条の如く日本の連合国、中立国、枢軸国における資産を処分することに關して規定されているが、こ

これは日本が連合国との間にこの平和条約によつて斯る処分に合意したから初めて可能なのである。

対日平和条約第四条(b)はアメリカの占領下にあつた韓国にある日本の財産、権利、利益については第十四条におけるが如くこれを差押え、留置し、清算し、その他何等かの方法で処分する権利を韓国に認めたのではなく、在韓米軍政府の軍命令の効力を承認しただけである。ここにいう効力とは対日平和条約の第十四条の(2)の如き効果ではなく占領軍命令の効力を指すに止まるのである。没収を含まないのである。

韓国側がこの点を正当に理解せず対日平和条約第四条(2)は第十四条の(a)の2に酷似するといい且つそれよりも更に強い効力を有すると主張するのに絶対に賛成出来ぬ。第四条の(2)において当事国間の特別取極の主題とされてゐるだけ、第一に第四条(b)の处分のはんちゅうに入らぬものが若しありとすればそれに付いて、第二に第四条(b)の軍政府命令でカバされたものにあつても、その財産及び財産か売却されていた場合にはその対価等の返還その他の請求権についてでありその最終的処理は当事国間、当事者間に協定が成つて始めて行われるものである。惟うに私有財産非没収の原則は幾多の試練に堪えて國際慣習上の一原則としての地位を維持してゐるものといえる。さればこそ一九四八年十二月十日国連第三回総会で採択された世界人権宣言第十七条第二項は「何人もその財産をほしいままで奪われることけない」と規定して私有財産尊重の原則を確認している。対日平和条約においても私有財産尊重の原理は当然の前提となつてゐる。即ち対日平和条約の前文に「日本国としてけゝゝ世界人権宣言の目的を実

現するため努力し」云々とある。そして私有財産権を真向から反対している規定は何処にもない。唯対日平和条約の第十四条の(1)の2及び第十六条けあたかも右原則を否定しているかの如き印象を與えやすい。また事実これらが私有財産尊重の原則を軽視しているといいう非難は免かれぬ處であろう。それにもかかわらず單にそれだけの理由をもつて対日平和条約が國際法上の私有財産尊重の原則を否定しているとけ考えられないのである。

要するに財産及び請求権問題について日本が韓国との間に
對日平和條約第四条による特別取扱を結ばんとするに當つて
は在韓日本財産については在韓米軍政府軍令第三十三号のい
わゆる *Resting Decree*により、假りに当該日本財産のタイトル
が米軍政府に移転されていたとしても、そのタイトルは当然
原権利者に返還されるべきものであり、また若し当該財産が
米軍政府によつて売却されていた場合には、原権利者のその
対価等に対する請求権は依然として存在する点が認識される
べきものである。例えは敵産管理人は敵産のタイトルを有ち
その場合株式等は管理人名義になるかも知れぬが、それでも
原権利者の株主権が最終的に消滅するわけではない。そして
その最終的解決こそは正に戦後の條約の主題となるのである
対日平和條約第四条冒頭の文言からいつてもこのことは明らか
である。

韓国と日本との間の財産及び請求権の処理は相互的なもの
であり決して一方的なものではない。唯第四条の規定によつて在韓
米軍政府の処理の効力を日本が認めることとなつ

てゐるため日本側の本来の主張がある程度限定されていふと
うに過ぎない。

次に在韓日本財産は米軍政府から韓国政府に現実に移転さ
れたが、これによつて当該財産全部に関する米軍政府の権限
全部が韓国に移譲されたのではなく、韓国政府は單にこれら
財産を管理する立場におかれたりすぎないのである。交戦國
として、更に占領軍として当然米軍の有していいた処分権を交
戦国でも占領軍でもない第三者にアメリカが移譲したとする
ならばこれは明かに國際法の原則を無視するものといわなければ
ならぬ。

結論としていえば日本は対日平和条約第四条(b)によつて在
韓米軍政府に上つて行われた財産処分の効力を承認するだけ
ではない。これらの権利及び請求権こそは、日本が平和条
約第四条の予想している特別取極の主題となるのであり、こ
の特別取極において日本がこれを放棄するというのであれば
別であるが少くともそういう方法で日本が放棄しない限りこ

彼らの財産に対する権利又は請求権は当然存続するのである。日本 の対案は私有財産権について叙上の上うな根本理念に立つて構成されている。即ち第一項で在韓日本財産、権利、利益を確認することとし同時に右と相照應してわが方も韓国側の在日財産、権利、利益を確認する趣旨である。即ち *vesting Decree* の効力を認めるがそれはあくまで正当な所有者がある原所有権までも放棄したものではないとの趣旨に立脚しているのは申すまでもない。なお動乱その他で現地の日本財産のき損滅失が考えられるがその責任についても規定せんとするものである。これらの原状回復、損害賠償、権利の行使を可能ならしめるよう措置することを要求する。その詳細は別途協議による。

第二項は対日平和条約第四条(b)の趣旨と併せて日本に関するSCAPの指令で実施した諸措置（例えは在外会社令、閉鎖機関令、自作農創設特別措置法の措置等）の効果を承認することとするものである。

第三項は韓国の独立に伴い継承せらるべき国有財産の規定

であるが国有財産で公用に供せられたもの等については別に取極める所に従つて韓国側へ譲渡する趣旨である。国有財産で企業用に充てられたものについては朝鮮事業公債法、米穀生産財源確保に関する法律等に基いて発行された公債の未償還残高等に相当する資金を日本へ引渡す場合に限り譲渡せんとする趣旨であり、その他の財産については、私有財産と同様の原則によつて処理せんとする趣旨である。

第四項は以上第一項第二項第三項は一体として取扱わるべきものであることを確認し且つ第一項及び第三項の具体的実施が相互に衡平且つ実効的に行われるよう確保せんとする趣旨である。

右に対し、韓国側は、第六回会議において、「請求権問題に関する日本側提案に対する韓国側異見」を開陳したが、その要旨は、左の通りである。

日本側は、法令第三十三号が、韓国にある日本財産は、美軍政庁に *vested in and owned by* 「帰属され所有されている」と規定していることに對し、これは、沒收の為の所有権取得ではなくして、敵産管理としての信託的所持の取得である、と主張するが、同法令においては、日本の主張を裏づけるに足る何等の文言もないのみか、却て、逆に、普通の敵産管理令には、その例を見難い軍政庁による所有権の取得を、明文をもつて積極的に規定しているのである。しこうして、美軍政庁のその後の措置、すなわち、これら帰属財産全部を一売却したものについては売得金もあわせて一、一九四八年九月一日付韓美協定に基き、無条件に、しかも、大韓民国国民の福利のために使用するようとの要請の下に、大韓民国に移転し與えた事實をおもい合せるならば、日本側の主張は何等の根拠をも持たないのである。

平和条約における日本の在外資産に対する連合国の処理方式を観るならば、まず連合国にあるそれは、第十四条にこれを規定して、連合国にその最後的処分権を與へ、私所有権者は、僅かに各連合国がその国内法をもつて與うる権利のみを保有せしめ、つぎに、中立国および松軸国にあるそれは、第十六条にこれを規定して、私所有権者には何等の権利をも與えずして、これを挙げて、赤十字国際委員会に引渡し、さらにつぎに解放国家である大韓民国にあるそれにについては、第四条によつて日本をして前記法令第三十三号の措置、すなわち、韓国にあるすべての日本財産を美軍政庁の所有に帰属せしめた措置およびそのすべての日本財産を、世界的に非日本化する措置の一環として、韓国においておこなわれた措置を承認せしめたのである。したがつて、少くとも軽視されてゐるのである。これらのかの處理方式においても、私所有権は無視、あるいはこれに対し、日本側は連合国、中立国、および松軸国にある

資産については、これをその国内法によつて没収することは、平國際法上の敵国私有財産不沒収の原則に違反するのであるが、平和条約によつて、かかる処分を日本が合意したから、初めて可能になつたのであるとして認めながら、韓國にある資産の處理の場合は、これを認めないのである。

しかしながら、日本は、平和条約第四条B項によつて、美軍政庁の法令をそのまま承認したのであつて、何等の留保を附してはいないのである。だから、日本側説明の設例を借りていうと、アメリカの国内法たる敵産管理制度によつて、日本の資産を没収したならば、これは國際法上の敵産不沒収の原則に違反するのであるが、日本が、第十四条によつてこれに合意したことによるのであるが、その措置が可能になつたのであるとするとならば、韓國における場合、美軍政庁が法令第三十三号によつて日本に對しとその所有権を最終的に取得したことをとへ私有財産不沒収の原則に抵触するものとしても、アメリカの場合とまさに同じである。その理由によつて、すなわち、日本が第四条によつてこれを承認したことによつて、その措置が法的に可能になつたわけである。

第四条B項の「承認」は第十四条、第十六条の合意とその性質において何も変らない。美軍政庁による処分が、たとえ国際法を超ゆるものであつたとしても、それを日本が無条件に承認したのは、連合国にある財産について連合国がなす処分が国際法に触れるものであつても、日本がこれに合意するのと、その性質はひとしいではないか。

しかも、日本側が、ヘーベル戦法規第四六条私所有權不沒收の原則、敵國財產不沒收の原則、さらには人權宣言第十七条にいわゆる私所有權の尊重の思想を、伝家の宝刀として持出したながら、前記の諸場合、私所有權を沒收されても、その私所有權者自身ではなしに、日本国がこれに同意するだけによつて、直ちに、これらの原則はなお破れずに維持されたことになると、そもそも国民の財産をほしいままで処分することができないようになることも、これらの原則の要請の一つであるからである。

従つて、それよりは、むしろ戦争終了後敗戦国の在外資産については、それが私所有權である場合においても、前記諸原則

とは全然違つた見地から、これをその国から切離す措置をする。原則が、國際法上、すでに、第一次大戰の時から形成され始め第二次大戰後にいたり確立したものと端的に見るべきであろう。在外資産の処理は、私所有権尊重の思想にもかかわらず、さちに強く高い理想に基いて、その國の本来の領土の外にある財産についてのみ行われるのである。韓国の場合、日本あるいは日本人の財産についてのみ、かかる措置が行われたのであって、日本韓国及び韓国人の財産、また日本本来の領土にある日本財産については、私所有権尊重の思想が充分に保持されているのである。日本側はかかる歴史的現実には目を向けずして、法令第三十三号について日本に便利な解釈を引出すに意のあまり、法令の十三号による所有権の最後的取得の措置およびかかる所有権の大韓民国への無条件譲渡をもつて、國際法違反と断定するのは、韓国側としては、遺憾の意を表せざるを得ないのである。

要するに日本が平和条約第四条(B)項によづて承認したる美軍政厅法令第三十三号によつて、一九四五年八月九日、あるいは其の後韓国にある日本および日本人のすべての財産は、一九四五年九月二十五日付をもつて、美軍政厅に帰属しその所有となり、一九四八年九月十一日付韓美協定に基き、大韓民国の所有となつたのである。従つて韓国には日本あるいは日本人の財産は何もないのである。だから平和条約第四条A項による特別取扱は、韓国およびその国民の日本あるいは日本国民に対する請求権の処理がその対象となるわけである。同項が相互的協定の如き表現を取つてゐるのは、同項が韓日間の請求権の問題のみではなく、第二条、第三条掲記の諸地域と日本との間の問題を包括的に規定したためにすぎない。韓国が帰属財産に対しその国策に基き処分したのは、紙上の如く自己に帰したる所有権に基く行為である。

以上において、韓国側の根本的立場を、日本側の意見との関連において明らかにしたが、要するに、韓国側としては、日本側の考え方とは、その根本において未だ旧支配關係の惰性から

止揚されていないという印象を深くせざるを得ない。一九四五年八月九日現在韓国の富は、その大部分が、日本あるいは日本人の所有であつた事実を、日本は正当なる状態として、このままの権利を主張し、今これについて韓国側の再確認を求めることは、すなわち新しい経済的併合を結果するものであり、カイロ宣言にいう奴隸状態の新しき承認を求むるものである、といわざるを得ない。

本委員会は、分科委員会ではあるが、韓日両国間の財産及び請求権問題の論議にあたつては、この問題の含む政治的意義の充分なる認識から出発せねばならぬ。平和条約第四条B項は、同第二条A項と照應して、韓国(の)政治的経済的独立への考慮の上に規定されたものである。従つて、この条文に対し疑義をさしはさむことは、韓国(の)政治的経済的独立に対し疑義をさし挿むことである。

日本側より、日本側の右に対する論駁は、いづれ別の機会に行うが、日本側提案に關し質問を行うよう韓国側を獎ようしたが、韓国側は、日本側提案の根本精神が余りにかけ離れているのため、日本側から代案でも提示されない限り、このままでは討

議を進め得ない、として、質問に入ることを拒否した。

双方代表間には、右第六回会議の前後に数回の非公式会談が開かれたが、わが方対案の内容は、韓国側にとつて、まさに青天の霹靂であり、韓国代表団は、関係書類を本国政府に送付することすら未だに行いかねている始末である。

元来、今回の韓国側提案は、韓国代表等としては、本国の強硬派の主張を、非常な努力をもつて説得し、前記の如く比較的穏かな程度に止めたものであるといふが、わが方対案が、先方の拠つて立つ理論そのものを動搖せしめるものであつたため、韓国代表等も、極めて苦境に陥り、その後非公式会談において、わが方から法理論を迂廻して、個々具体的な項目について話し合いを行うよう提議したのに対しても、先方は、議論が在韓日入ることを拒否し続け、三月十八日に予定された会議には、出席を拒否した。

かくの如き状況のため、本件に関する公式討議は停滞の状態である。